

第 14 号議案

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例の件

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例等の一部を改正する等の条例

(手数料条例の一部改正)

第 1 条 神戸市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 77 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(手数料)	(手数料)
第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 削除</u>	第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(3) [略] <u>(4) 修学又は学業成績に関する証明</u> <u>(高等学校に限る。) 1 件につ</u> <u>き 300 円</u>
(5)～(15) [略] <u>(16) 削除</u>	(5)～(15) [略] <u>(16) 農業委員会の行う土地の現況</u> <u>証明 1 筆につき 600 円</u>

(17)～(37の3) [略]

(38) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第35条第1項の規定による犬又は猫の引取り（狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項又は同法第18条第1項の規定により抑留された犬を除く。次号において同じ。）

ア 生後91日以上の犬又は猫 1

頭につき 2,000円

イ 生後91日未満の犬又は猫 10
頭につき（10頭に満たない端数は、10頭とする。） 2,000円

(38の2) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項において準用する同条第1項の規定により引き取られた犬又は猫、同法第36条第2項の規定により収容された動物及び動物の愛護及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第8号）第27条第1項の規定により収容された飼い犬の返還

ア 当該動物の飼養及び保管に要した費用 1頭又は1羽1日につき 600円

イ 当該動物の返還に要する費用 1頭又は1羽につき 3,500円

(17)～(37の3) [略]

(38) 削除

(39) 狂犬病予防法第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき 3,000円	(39) 狂犬病予防法 <u>(昭和25年法律第247号)</u> 第4条第2項の規定に基づく犬の登録 1頭につき 3,000円
(40)～(42) [略]	(40)～(42) [略]
(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査 1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円	(42の2) 動物の愛護及び管理に関する法律 <u>(昭和48年法律第105号)</u> 第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録又は同法第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査 1種別（同法第10条第2項第4号に規定する種別をいう。）1件につき 1万5,000円
(43)～(69の30) [略]	(43)～(69の30) [略]
<u>(70) 削除</u>	<u>(70) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく登録票の交付又は更新若しくは再交付</u> 1件につき 3,400円
(71)～(91の10) [略]	(71)～(91の10) [略]
<u>(92)から(131)まで 削除</u>	<u>(92)から(132の20)まで 削除</u>
<u>(132) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条の2第2項の規定により本市が同条第1項の許可に関する権限を行う場合における同条第3項の手数料 当該受けようとする許可に係る1通行経路につき</u>	

200円

(133) [略]

(134) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第16条第1項本文の規定に基づく宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

ア 当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあっては1万5,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものにあっては2万5,000円、1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のものにあっては3万5,000円、2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては4万7,000円、5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のものに

(133) [略]

(134) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定に基づく宅地造成に関する工事（以下この号において「当該工事」という。）の許可又は同法第12条第1項本文の規定に基づく宅地造成に係る工事の計画の変更（以下この号において「当該変更」という。）の許可の申請に対する審査

当該工事に係る切土若しくは盛土若しくは擁壁（以下この号において「切土等」という。）に係る土地又は当該変更が切土等の工事に係るものである場合の当該変更後の切土等に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあっては1万2,000円、500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のものにあっては2万1,000円、1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のものにあっては3万1,000円、2,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては4万7,000円、5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のものに

ルを超える3,000平方メートル以内のものにあっては5万2,000円、3,000平方メートルを超える5,000平方メートル以内のものにあっては6万5,000円、5,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のものにあっては8万6,000円、1万平方メートルを超える2万平方メートル内のものにあっては13万5,000円、2万平方メートルを超える4万平方メートル以内のものにあっては21万円、4万平方メートルを超える7万平方メートル以内のものにあっては33万4,000円、7万平方メートルを超える10万平方メートル以内のものにあっては47万9,000円、10万平方メートルを超えるものにあっては62万5,000円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあっては1万円

イ 当該工事の土石の堆積に係る土地又は当該変更が土石の堆積に係るものである場合の当該変更後の土石の堆積に係る土地の面積が500平方メートル以内のものにあっては1万2,000円、500平方メートルを超える1,000平

あつては6万7,000円、1万平方メートルを超える2万平方メートル以内のものにあっては11万円、2万平方メートルを超える4万平方メートル以内のものにあっては17万円、4万平方メートルを超える7万平方メートル以内のものにあっては25万円、7万平方メートルを超える10万平方メートル以内のものにあっては34万円、10万平方メートルを超えるものにあっては42万円、当該変更が切土等の工事に係るものでない場合にあっては1万円

方メートル以内のものにあって
は 1 万 4,000 円、 1,000 平方メー
トルを超える 2,000 平方メートル
以内のものにあっては 1 万
6,000 円、 2,000 平方メートルを
超える 3,000 平方メートル以内の
ものにあっては 2 万円、 3,000
平方メートルを超える 5,000 平方
メートル以内のものにあっては
2 万 9,000 円、 5,000 平方メート
ルを超える 1 万平方メートル以内
のものにあっては 3 万 2,000
円、 1 万平方メートルを超える 2
万平メートル以内のものにあつ
ては 3 万 9,000 円、 2 万平方メ
ートルを超える 4 万平方メートル
以内のものにあっては 5 万
3,000 円、 4 万平方メートルを
超える 7 万平方メートル以内のも
のにあっては 7 万 3,000 円、 7
万平方メートルを超える 10 万平方
メートル以内のものにあっては
10 万 9,000 円、 10 万平方メート
ルを超えるものにあっては 13 万
3,000 円、 当該変更が土石の堆
積に係るものでない場合にあつ
ては 1 万円

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第 7 条まで

(135)～(157) [略]

(158) 前各号、次条から第 4 条の 4

<p>に定めのない事項の証明 1 件につき 300円</p> <p><u>第 5 条 市長は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第9において「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下別表第9において「令」という。）の規定に基づく事務につき、別表第9に定める額の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>第 5 条の 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下別表第13において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下別表第13において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第13に定める額の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>第 6 条 市長は、健康局保健所健康科学研究所に検査を依頼する者に対し、別表第16に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>第 7 条 市長は、計量法（平成4年法律第51号）に基づく事務につき、別表第17に定める額の手数料を徴収する。</u></p>	<p><u>までに定めのない事項の証明 1 件につき 300円</u></p> <p><u>第 5 条 市長は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下別表第9において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第9に定める額の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>第 5 条の 5 市長は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下別表第13において「法」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下別表第13において「規則」という。）の規定に基づく事務につき、別表第13に定める額の手数料を徴収する。</u></p>
--	--

<p><u>第8条</u> [略]</p> <p><u>第9条</u> 第2条各号及び第5条から第7条までに規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。<u>ただし、第2条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあっては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第5条から<u>第7条まで</u>に規定する手数料は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、後納することができる。</u></p> <p>(1) <u>官公署のためにする事務に係る手数料であるとき</u></p> <p>(2) <u>特別の理由があるものとして規則で定めるとき</u></p> <p>3、4 [略]</p> <p>第10条～第12条 [略]</p>	<p><u>第6条</u> [略]</p> <p><u>第7条</u> 第2条各号に規定する手数料は、それぞれ請求、申請又は検査の際徴収する。<u>ただし、同条第37号の2、第37号の3、第47号及び第158号に規定する手数料（同条第37号の2、第37号の3及び第158号に規定する手数料にあっては、健康局保健所食肉衛生検査所において徴収するものに限る。）については、申請があつた日又は検査をした日の属する月の翌月の15日までに徴収する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>官公署のためにする事務に係る第5条から第5条の7まで</u>に規定する手数料は、後納することができる。</p> <p>3、4 [略]</p> <p>第8条～第10条 [略]</p>
--	--

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前						
別表第3（第4条関係）			別表第3（第4条関係）						
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料					
[略]	[略]		[略]	[略]					
3 法第11条 第1項前段 の規定に基 づく貯蔵所 の設置の許 可の申請に 対する審査	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの	145万円	浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの	118万円				
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万 キロリットル未満のもの	172万円		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万 キロリットル未満のもの	141万円				
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ ロリットル未満のもの	192万円		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キ ロリットル未満のもの	159万円				
	危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キ ロリットル未満のもの	236万円		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キ ロリットル未満のもの	195万円				
	危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ ロリットル未満のもの	274万円		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キ ロリットル未満のもの	227万円				
	危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キ ロリットル未満のもの	564万円		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キ ロリットル未満のもの	455万円				
	危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ ロリットル未満のもの	724万円		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キ ロリットル未満のもの	582万円				
	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	879万円		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	707万円				
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				
[略]	[略]		[略]	[略]					
備考 [略]			備考 [略]						
別表第7（第4条の3関係）			別表第7（第4条の3関係）						
事務の区分	手数料		事務の区分	手数料					
1 高圧ガス	[略]	[略]	1 高圧ガス	[略]	[略]				
保安法第5	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]	保安法第5	高圧ガス保安法第5条第1項	[略]				

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの <u>(当該移動式製造設備について液石法第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあっては、6,000円)</u>	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第8（第4条の4関係）

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項）の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第9（第5条関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく公告認定対象区域内における建築物の位置	<u>新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合</u>	[略]

条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査	第1号に該当する者であって移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

別表第8（第4条の4関係）

事務の区分	手数料
[略]	[略]
10 液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
[略]	[略]

別表第9（第5条関係）

種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]
52 法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内建築物を除く。以下52の項において同じ。）の数が1である場合	<u>建築物（同一敷地内建築物を除く。以下52の項において同じ。）の数が1である場合</u>	[略]

<u>及び構造の認定の申請に対する審査</u>	<u>新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合</u>	[略]	<u>増築等に係る認定の申請に対する審査</u>	建築物の数が2以上である場合	[略]
53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における <u>建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査</u>	<u>新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合</u>	[略]	53 法第86条の2第2項の規定に基づく公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物に対する容積率又は各部分の高さに関する特例に係る許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	<u>新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合</u>	[略]		建築物の数が2以上である場合	[略]
54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における <u>建築物の位置及び構造等の許可の申請に対する審査</u>	<u>新築又は増築等に係る建築物の数が1である場合</u>	[略]	54 法第86条の2第3項の規定に基づく公告許可対象区域内における同一敷地内許可建築物以外の建築物の新築又は増築等の許可の申請に対する審査	建築物の数が1である場合	[略]
	<u>新築又は増築等に係る建築物の数が2以上である場合</u>	[略]		建築物の数が2以上である場合	[略]
55~57 [略]		[略]	55~57 [略]		[略]
58 令第137条の12第6項又は第7項の規定に基づく既存建築物の大規模な修繕又は大規模な模様替に係る認定の申請	2万7,000円		58~60 [略]		[略]
59~61 [略]		[略]	61 [略]	[略]	[略]
62 [略]	[略]	[略]			

備考

1 規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。

2、3 [略]

4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法

備考

1 令は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、規則は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）をいう。

2、3 [略]

4 建築物省エネルギー法とは、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

法律をいう。

5～7 [略]

8 52から54までの項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

別表第16（第6条関係）

種別	手数料（1件につき）
1 試験・検査	20,000円
2 文書交付	1,000円

備考

1 特に期日を定め急速施行を要する場合の手数料は、この表に定める金額の3倍以内の額において、規則で定める。

2 本市に事務所又は住居を有しない者の手数料は、この表及び前項の規定によつて算定される金額の2倍以内の額において、規則で定める。

3 特別の調査又は特別の費用を要する事務を依頼する場合の手数料は、この表及び前2項の規定にかかわらず、規則で定める。

別表第17（第7条関係）

種別	特定計量器の区分			手数料
1 計量法第19条第1項の規定により本市が行う定期検査又は同法第20条第1項の規定により指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者（次項に掲げるものを除く。）	非自動はかり	ア 検出部が電気式のもの又は光電式のものであつて、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下	1,400円
			ひょう量が100キログラムを超えて250キログラム以下のもの	1,900円
			ひょう量が250キログラムを超えて500キログラム以下のもの	2,200円

律（平成27年法律第53号）をいう。

5～7 [略]

8 52及び54の項において、増築等とは、法第86条の2第1項に規定する増築等をいう。

	ひょう量が500キログラムを超えて1トン以下のもの	3,200円
イ 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛りのみがあるもの		250円
ウ ア又はイに掲げるるもの以外のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
	ひょう量が100キログラムを超えて250キログラム以下のもの	900円
	ひょう量が250キログラムを超えて500キログラム以下のもの	1,500円
	ひょう量が500キログラムを超えて1トン以下のもの	2,200円
	ひょう量が1トンを超えて2トン以下のもの	3,800円
	ひょう量が2トンを超えて5トン以下のもの	6,900円
	ひょう量が5トンを超えて10トンのもの	10,900円

		以下のもの	
		ひょう量が10トン を超え20トン 以下のもの	15,600円
		ひょう量が20トン を超え30トン 以下のもの	19,800円
		ひょう量が30トン を超え40トン 以下のもの	22,500円
		ひょう量が40トン を超え50トン 以下のもの	31,400円
		ひょう量が50トン を超えるもの	54,100円
		分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり	10円
		皮革面積計	2,700円
2 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器の所在の場所で定期検査を受けようとする者であつて本市の提供に係る検査設備を使用しようとするもの	非自動ばかり	ひょう量が5トン以下のもの	18,500円
		ひょう量が5トンを超えて10トン以下のもの	33,000円
		ひょう量が10トンを超えて20トン以下のもの	48,200円
		ひょう量が20トンを超えて30トン以下のもの	52,400円
		ひょう量が30トンを超えて40トン以下のもの	67,700円
		ひょう量が40トンを超えて50トン以下のもの	79,700円

	ひょう量が50トンを超えるもの	102,400円
3 計量法第127条第3項に規定する検査を受けようとする者		8,300円

備考

1 手数料は、1の項及び2の項にあっては1個につき、3の項にあっては1件につき徴収する。

2 1の項において、非自動はかりのうち最小の目量（計量法施行令（平成5年政令第329号）第2条第2号イ(1)に規定する目量をいう。）又は表記された感量（同号イ(2)に規定する感量をいう。）がひょう量の1万分の1未満のものにあっては、同項に掲げる手数料の額の2倍の額とする。

(手数料条例の一部改正)

第2条 神戸市手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後		第2条による改正前	
別表第8（第4条の4関係）		別表第8（第4条の4関係）	
事務の区分	手数料	事務の区分	手数料
[略]	[略]	[略]	[略]
10 液石法第37条の 3 第1項の規定に 基づく同法第36条 第1項の許可に係 る貯蔵施設又は特 定供給設備の完成 検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法 第20条第1項若しくは第3項又は同法 <u>第39条の11第1項</u> の規 定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガス に係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」とい う。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円 に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を 乗じて得た額との合計額	10 液石法第37条の 3 第1項の規定に 基づく同法第36条 第1項の許可に係 る貯蔵施設又は特 定供給設備の完成 検査	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法 第20条第1項若しくは第3項又は同法 <u>第39条の22第1項</u> の規 定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1 号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガス に係る施設（以下この表において「完成検査合格施設」とい う。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円 に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を 乗じて得た額との合計額
[略]	[略]	[略]	[略]

(健康科学研究所手数料条例等の廃止)

第3条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 神戸市健康科学研究所手数料条例（昭和24年4月条例第106号）
- (2) 神戸市特殊車両通行許可申請手数料条例（昭和47年3月条例第50号）
- (3) 神戸市計量検査手数料条例（平成12年3月条例第69号）
- (4) 神戸市動物の引取り等に係る手数料及び費用の納付に関する条例（平成24年3月条例第49号）

(男女共同参画センター条例の一部改正)

第4条 男女共同参画センター条例（平成3年4月条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第4条 センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>図書コーナー</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>駐車場</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(使用料)</p>	<p>(施設)</p> <p>第4条 センターに次に掲げる施設を置く。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>資料室</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>交流コーナー</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(使用料)</p>

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）及び駐車場を利用しようとする者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後									改正前																	
別表（第8条関係）																										
(1) 施設の使用料																										
施設		使用料（単位 円）									使用料（単位 円）															
名称	面積 (単位 平方 メートル)	午前 (午前 9 時から正 午まで)	午後 (午後 1 時から午 後 5 時ま で)	夜間 (午後 5 時30分か ら午後 9 時まで)	午前・午 後	午後・夜 間	終日 (午前 9 時から午 後 9 時ま で)	午前	午後 (午後 1 時から午 後 5 時ま で)	夜間 (午後 5 時30分か ら午後 9 時まで)	午前・午 後	午後・夜 間	終日 (午前 9 時から午 後 9 時ま で)	午前	午後 (午後 1 時から午 後 5 時ま で)	夜間 (午後 5 時30分か ら午後 9 時まで)	午前・午 後	午後・夜 間	終日 (午前 9 時から午 後 9 時ま で)							
セミナーライブルーム	[略]	10,500	14,000	8,600	22,100	20,300	28,100	256	11,400	15,300	13,400	23,900	25,700	34,000	(1)	6,400	8,600	5,300	13,500	12,500	17,300					
	[略]	3,500	4,600	2,800	7,300	6,700	9,300	(2)	95	96	4,400	5,900	5,200	9,200	9,900	13,100	2,900	3,800	2,300	6,000	5,500	7,700				
	[略]	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800	(3)	[略]	54	3,800	5,000	4,400	7,900	8,400	11,200	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800				
	[略]	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800	(4)	[略]	36	3,100	4,200	3,600	6,500	7,000	9,200	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800				
	[略]	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800	(5)	[略]	25	2,300	3,100	2,700	4,800	5,200	6,800	2,100	2,900	1,800	4,500	4,200	5,800				

備考

使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を收受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に100分の500の範囲内において規則で定める割合を乗じて得た額とする。

備考

使用者が第1条に規定する目的以外の目的のためにセミナー室の使用をする場合において、入場者から3,000円を超える入場料等を收受するとき、又は営利を目的として使用するときの使用料の額は、この表に規定する額に500パーセントを乗じて得た額とする。

(2) [略]

(3) 駐車場の使用料

1台あたり最初の30分につき150円、以降10分につき50円の範囲内において規則で定める額。この場合において、10分未満の端数が生じたときは、10分として計算する。

(2) [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年12月21日から施行する。

(経過措置)

2 この条例第1条による改正後の神戸市手数料条例第2条第1項第4号、第16号及び第70号の規定は、この条例の施行の日以後にされた申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

市民および事業者の利便性に資するに当たり、条例を改正等する必要があるため。